

X NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて

X-1. NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて（ご協力のお願い）①

1. 経緯

平成29年10月に稼働を予定している次期（第6次）NACCSでは、システム導入のメリットを高め、更なる電子化を推進するため、「海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする」こととしています。

（参考）NACCSは、上流から下流までの一連の業務を連携して処理することが大きなメリットです。現行海上システムにおいては航空貨物を処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、このメリットが十分に活かせない状況となっています。また、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができます。

これらの問題を解決するため、情報処理運営協議会の専門部会等において検討を重ね、次期（第6次）NACCSでは、海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とすることとして詳細仕様を決定しました。

また、関税局・税関では、システム更改までの間に、輸出入通関業務及び保税業務を処理する全ての税関官署において航空システムを導入する予定です。併せて、平成29年10月の輸出入申告官署の自由化の実施に伴い、これまで航空貨物のみを取り扱っていた税関官署に対して海上貨物に係る申告が行われる場合に対応するため、輸出入通関業務及び保税業務を処理する全ての税関官署において海上システムを導入する予定です。現行の航空システム対象の税関官署については、NACCS掲示板の「業務コード集」から「税関官署コード」の「Air対象地区」を参照してください。 <http://www.naccscenter.com/system/code/>

2. NACCS利用者様にご対応していただきたいこと

次期（第6次）NACCSにおいても引き続き航空貨物を取扱う場合には、利用契約のシステム区分を「海上」から「共用」に変更する等の対応が必要となります。

海上の業務と航空の業務では業務フローや入力項目が大きく異なりますので、平成29年7月から9月まで実施予定の第6次NACCS総合運転試験期間中において航空業務を習得いただくことをおすすめいたします。また、「共用」で新たに回線を敷設する場合や回線を変更する場合には、工事等の日数を要しますのでご注意ください。

3. 説明会等の開催について

NACCSセンターでは、次期（第6次）NACCSへのスムーズな移行のため、関税局・税関と協力しつつ、今後、各地で説明会を開催する等、海上・航空共用化推進に向けた取組みを実施いたします。説明会の開催や説明資料等につきましては、NACCS掲示板等で随時ご案内いたします。

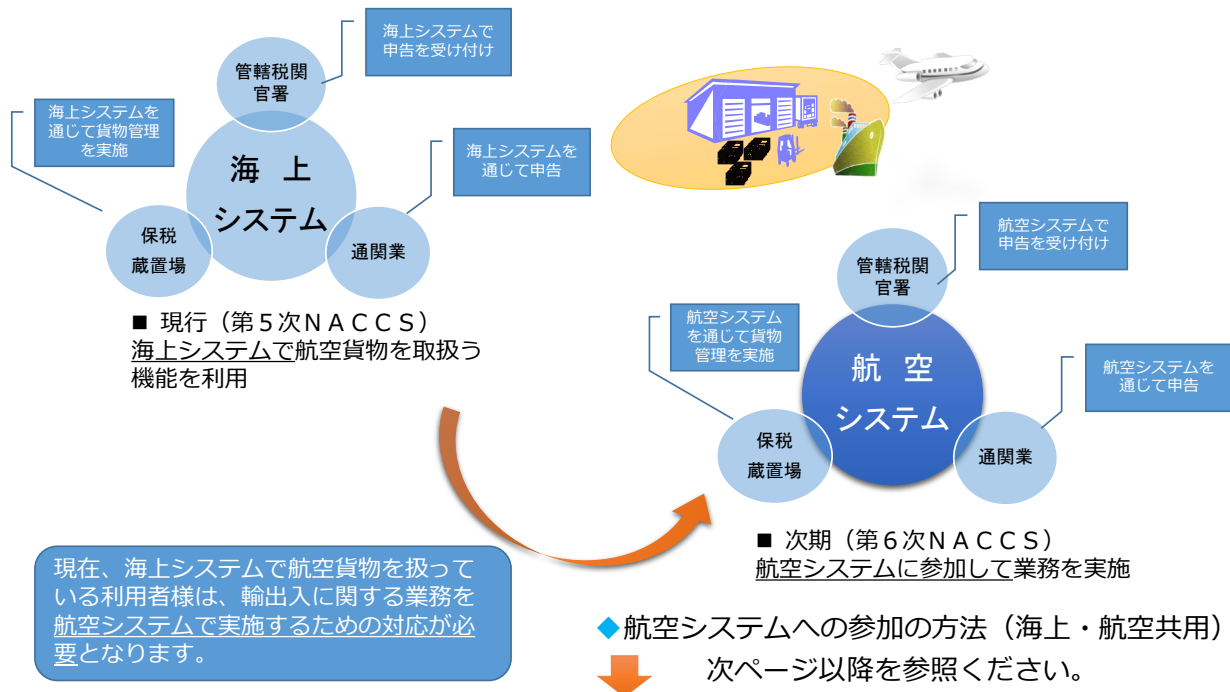
NACCS掲示板〔第6次NACCS情報〕 <http://www.naccscenter.com/dai6ji/>

専用ページ： <http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>

NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

X-1. NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて（ご協力のお願い）②

次期（第6次）NACCS更改までに必要となる対応



X-2. NACCS掲示板案内（海上・航空共用化についての掲載場所）

※海上・航空共用化の専用ページに以下の具体的な手続き関連の情報を掲載していますので是非ご活用ください。

1. 海上・航空共用への変更手順フロー
2. 海上・航空共用への変更における注意点
3. NACCSサポートシステムでの海上・航空共用への変更申込み（操作内容）
4. システム設定調査票の提出について
5. 利用契約関係申込、システム設定関係申込みに関するスケジュール等

【NACCS掲示板 トップページ】

◆ 第6次NACCS接続試験情報

◆ NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて

※海上システムによる航空貨物の取扱い廃止に伴う対応について情報を提供するページです。第6次（第6次）NACCSでは、「海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで航空貨物は航空システムで取扱うことを原則とする」とこととしています。第6次NACCSにおいてもし引き続き航空貨物を取扱う場合には、利用契約のシステム区分を「海上」から「共用」に変更するなどの対応が必要となります。詳しくは、本ページの「NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて」をご覧ください。

◆ 第6次NACCS業務仕様書（確定版）

- ・ 第6次NACCS業務仕様書（確定版）
※ 本業務仕様書は確定版となります。
平成28年4月以降、内容が変更となった場合は、変更後の仕様書（変更箇所は水色）及び変更履歴を掲載してお知らせします。
- ・ 業務仕様書変更一覧（業務一覧）.pdf (784KBytes)
- ・ 業務仕様書変更一覧（管理資料一覧）.pdf (160KBytes)

◆ NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて

◆ NACCSの海上・航空共用化推進の取組みについて（ご協力のお願ひ）

《お問い合わせ先》 利用契約のNACCSのシステムに関するお問い合わせ先です。また、ご質問をお問合せフォームにも受け付けております。本件に係るご質問は、お手数ですが以下の連絡先までお願いいたします。

メールによるお問い合わせは、お問合せフォームからお願いいたします。電話は、お問合せフォームからお願いいたします。お問合せフォームからお問い合わせいただく場合は、お問合せフォームからお問い合わせいただく必要があります。お問合せフォームからお問い合わせいただく場合は、お問合せフォームからお問い合わせいただく必要があります。

◆ お問い合わせフォーム

お問い合わせ先
〇 東京事務所
〇 大阪事務所
〇 名古屋事務所
〇 福岡事務所
〇 札幌事務所
〇 仙台事務所
〇 新潟事務所
〇 金沢事務所
〇 富山事務所
〇 石川事務所
〇 福井事務所
〇 山梨事務所
〇 長野事務所
〇 岐阜事務所
〇 愛知事務所
〇 三重事務所
〇 滋賀事務所
〇 京都事務所
〇 大阪事務所
〇 兵庫事務所
〇 奈良事務所
〇 和歌山事務所
〇 徳島事務所
〇 香川事務所
〇 高松事務所
〇 愛媛事務所
〇 高知事務所
〇 福岡事務所
〇 佐賀事務所
〇 長門事務所
〇 山口事務所
〇 広島事務所
〇 岡山事務所
〇 鳥取事務所
〇 島根事務所
〇 大分事務所
〇 熊本事務所
〇 大分事務所
〇 宮崎事務所
〇 鹿児島事務所
〇 沖縄事務所

◆ 説明会等の開催について

・ 説明会については、日程が決まりましたら、随時ご案内いたします。

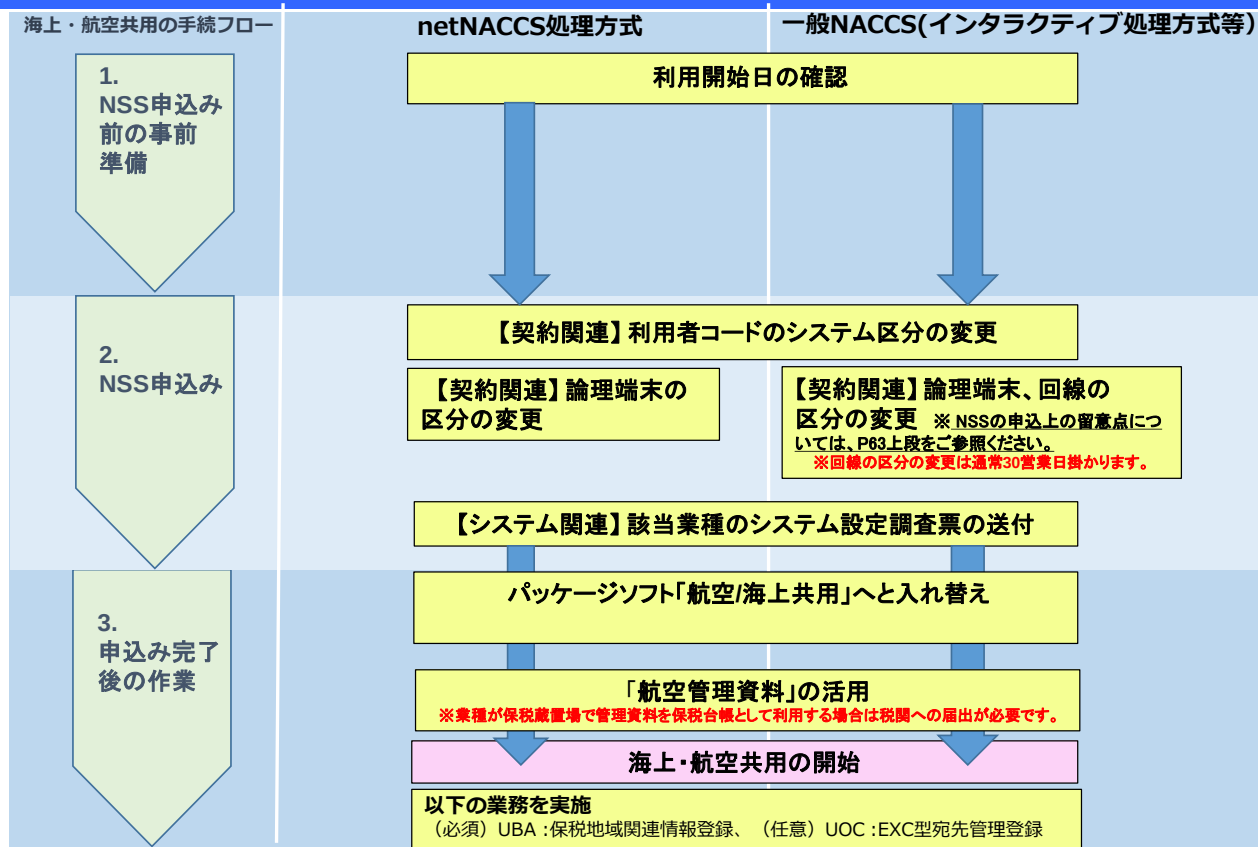
◆ 関連資料（業務仕様、利用契約変更申請書ほか）

本件に関する資料につきましては、随時掲載いたします。

海上・航空共用化に関する専用ページとなります。本件に関する情報を随時掲載していきます。

<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuindex.html>

X-3. 海上・航空共用への変更手続フロー



X-4. 海上・航空共用への変更における注意点 (netNACCS処理方式)

1. 【海上・航空共用】へ変更するために要する日数について

※「NACCSのご利用に関するスケジュール表」については、海上・航空共用化についての専用ページ
<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html>ご覧ください。

2. パッケージソフトの変更について

パッケージソフトの区分が「航空」・「海上」から「航空/海上共用」へ変更となるため、パッケージソフトの入替えが必要となります。

3. 回線料金について

netNACCSは回線料金が発生していないため、料金に変更はありません。

(注) 後記4. の場合は料金に変更となる場合があります。

4. NACCS一般回線(インタラクティブ処理方式等)を同一事業所で合わせてご利用いただいている場合(次ページ8. 参照)

netNACCS処理方式の利用者コードを海上・航空共用とした場合、インタラクティブ処理方式等などを使用する利用者コードにおいても同様の設定がされるため、netNACCS処理方式のみを「海上・航空共用」とすることが出来ません。

5. 管理統計資料について

航空システム分の管理統計資料の変更申込情報を確認します。なお、電磁的記録により保税台帳を保存する場合、事前に税関への届出が必要となりますので、具体的な取扱いを管轄税関の保税部門にご確認ください。

※航空システム分の管理統計資料配信に伴う料金変更は発生しません。

6. 保税蔵置場が新たに航空システムへ参加する場合の税関への届出等

現在、海上システムへ参加している保税蔵置場が航空システム対応としてNACCSに参加するためには、予め税関へ届出を行い、システム設定を行う必要があります。具体的な取扱いは管轄税関の保税部門にご確認ください。

X-5. 海上・航空共用への変更における注意点（インタラクティブ処理方式等）①

1. 【海上・航空共用】回線へ変更するために要する日数について

共用回線へ変更するまでに要する期間は、いずれの場合も、NSSでお申込を行った日より標準日数で『30営業日』が必要となります。
※「回線設置及び廃止に伴う標準日数」については、海上・航空共用化についての専用ページ
<http://www.naccscenter.com/dai6ji/kaikuuindex.html> をご覧ください。

2. 工事費について

BB回線（ADSL・光）のみ工事費実費（約8万円）が発生します。BB回線以外は無料となります。
※BB回線で海空共用回線へ変更する場合は、現地工事が発生するためルータ工事費用が実費相当額発生します。
※BB回線以外の回線で、「海空共用」回線へ変更する場合は、リモート工事による対応となり工事費は発生しません。

3. ルータ工事時間中の業務について

リモート工事中の1時間程度は、NACCS業務が出来ません。（リモート工事は計2回実施）
※NACCS停止は1回目の工事のみ、工事時間については別途調整が可能です。

4. パッケージソフトの変更について

パッケージソフトの区分が「航空」・「海上」から「航空/海上共用」へ変更となるため、パッケージソフトの入替えが必要となります。

5. NSSの申し込み上の留意点について（利用者コード、回線、論理端末）

- ①回線の保守時間帯（障害対応）を「24時間365日」としたい場合は、利用者コード、回線の区分を「海上」から「海上・航空共用」、論理端末の区分を「共用」に変更してください。 ※回線を「海上・航空共用」、論理端末を「共用」へ変更した場合、論理端末と回線のIPアドレスが変更となるため、再設定が必要となります。NSSで、[契約内容を確認] → 契約情報 参照 の画面に遷移するので、[一般NACCS] → 【回線】と【論理端末】の項目で、IPアドレスが確認可能です。 ※ 海上・航空共用に伴い、払い出される新しいIPアドレス等の設定については、NACCS掲示板⇒「パッケージソフト操作説明書」⇒<付録1>設定編⇒ネットワーク接続設定手順の部分をご覧ください。
- ②回線の保守時間帯（障害対応）を現状どおり「平日 9:00～18:00」でご利用いただく場合は、利用者コードの区分のみを「海上」から「海上・航空共用」に変更してください。 ※この場合、NSS申込み内容確認画面において、備考欄への記載を必ず行うようにしてください。その入力内容については、P24以降の「NSSによる利用者コードのシステム区分変更申込手続き」をご確認ください。

6. EXC電文の宛先変更について

論理端末名の変更に伴い、EXC電文の出力論理端末名が変更となります。

7. 回線料金について

回線を海空共用に切り替えると【航空】回線の料金が適用されます。（料金の詳細については、海上・航空共用化についての専用ページをご確認ください。）



X-5. 海上・航空共用への変更における注意点（インタラクティブ処理方式等）②

8. netNACCS処理方式を同一事業所内で合わせてご利用いただいている場合

インタラクティブ処理方式又はメール処理方式の利用者コードを共用化した場合、netNACCS処理方式を使用する利用者コードにおいても同様の設定がされるため、インタラクティブ処理方式等のみを共用化することが出来ません。

9. 管理統計資料について

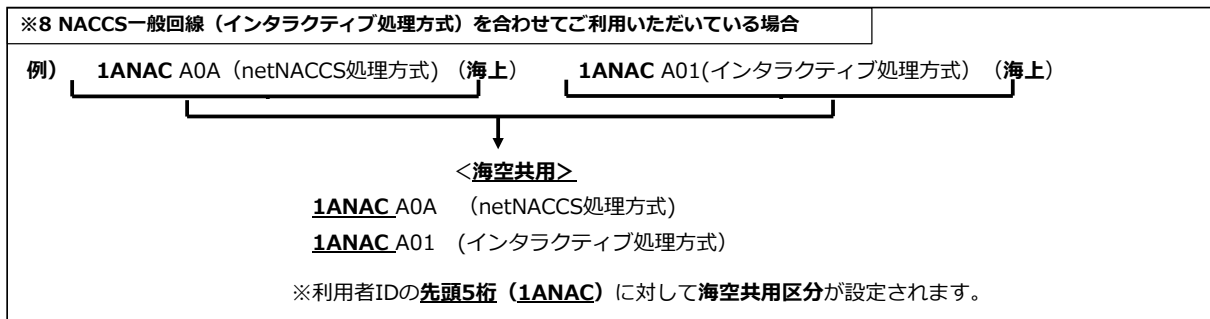
航空システム分の管理統計資料の変更申込情報を確認します。なお、電磁的記録により保税台帳を保存する場合、事前に税関への届出が必要となりますので、具体的な取扱いを管轄税関の保税部門にご確認ください。
※航空システム分の管理統計資料配信に伴う料金変更は発生しません。

10. 保税蔵置場が新たに航空システムへ参加する場合の税関への届出等

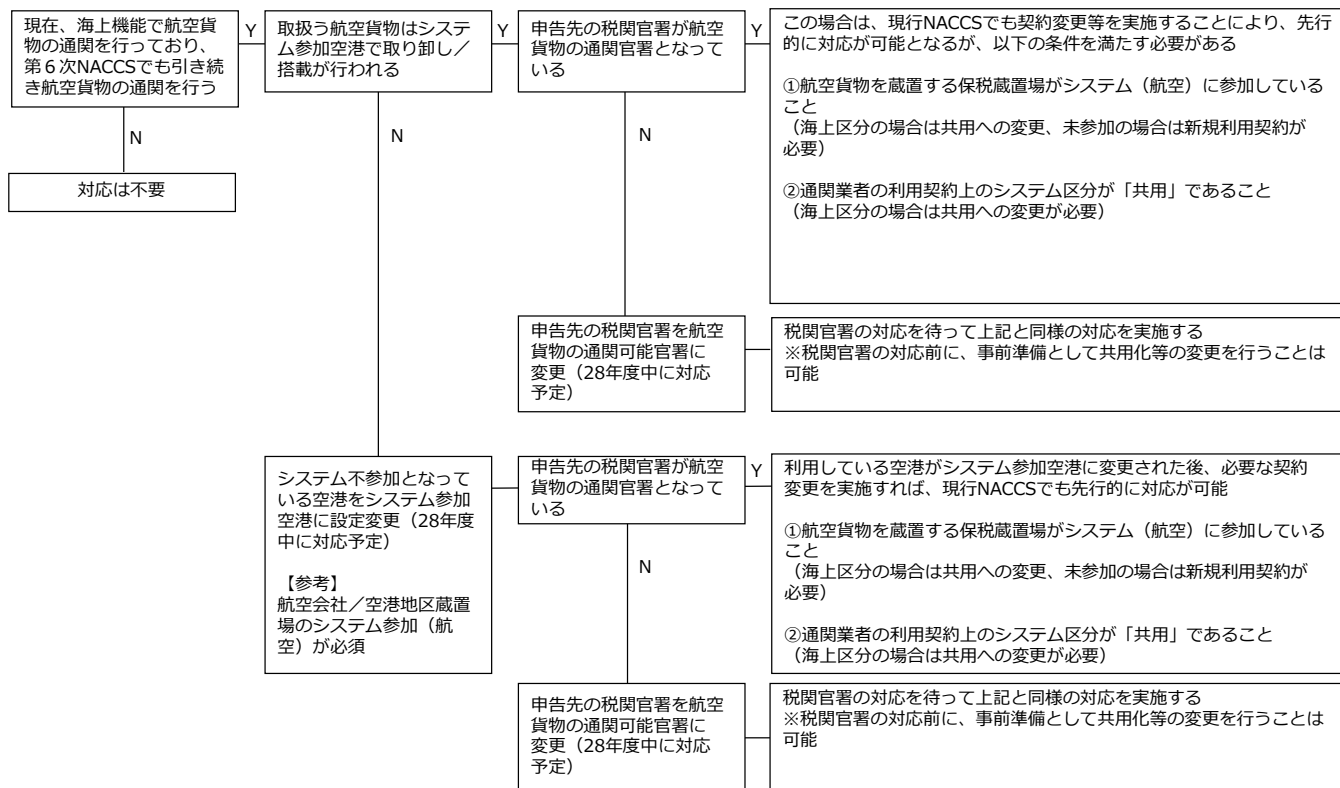
現在、海上システムへ参加している保税蔵置場が航空システム対応としてNACCSに参加するためには、予め税関へ届出を行い、システム設定を行う必要があります。 具体的な取扱いは管轄税関の保税部門にご確認ください。

11. 第6次NACCSにおける「ダイヤルアップ回線」の廃止について

第6次NACCSネットワークにおいてはダイヤルアップ回線の提供が終了するため、「netNACCS」または「専用回線」への切り替えが必要となります。（※「メール処理方式から他処理方式に切り替える際の留意点について」をご参照ください。）



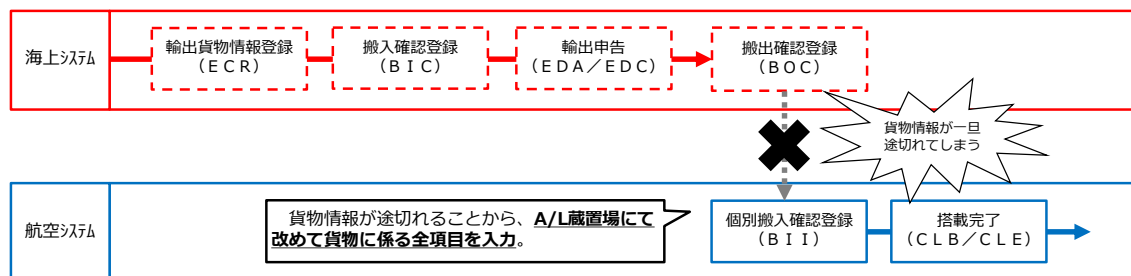
X-6. 第6次NACCSで航空貨物を取り扱うための対応



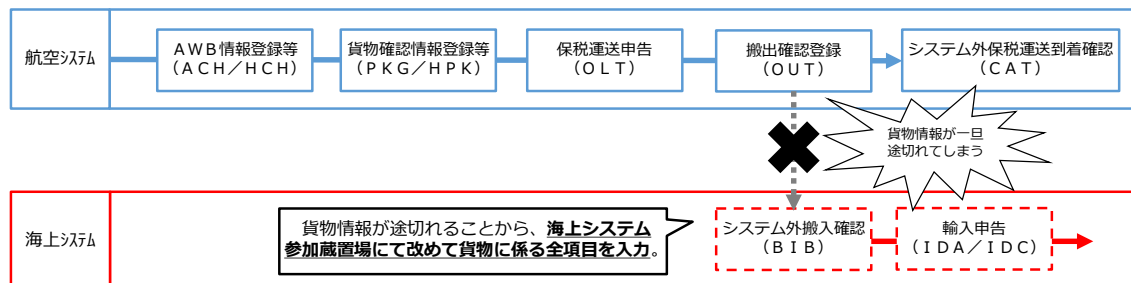
（参考）海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止に伴う影響（概要）

◆ 見直し対象となる現行の運用

■ 航空機に搭載して輸出する貨物を海上システムで輸出申告している場合



■ 航空機で到着した貨物を海上システムで輸入申告している場合



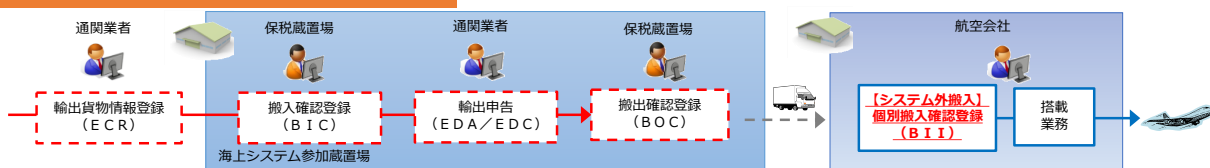
(参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止（輸出業務：システム参加空港）

航空システム

海上システム

◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸出申告する場合

1. 通関蔵置場が海上システムに参加している場合

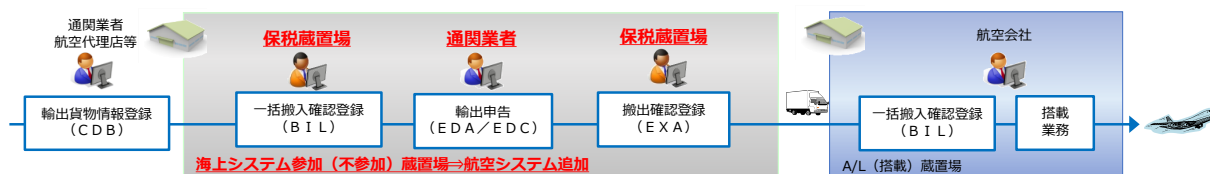


2. 通関蔵置場がシステム不参加の場合



◆ 第6次 航空貨物は航空システムで輸出申告する

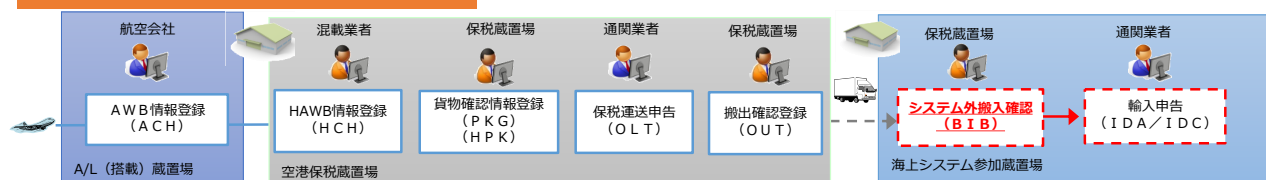
航空貨物をシステムで輸出申告を行うためには保税蔵置場、通関業者共に航空システムに参加し、業務を実施していただく必要があります。



(参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止（輸入業務：システム参加空港）

◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸入申告する場合

1. 通関蔵置場が海上システムに参加している場合



2. 通関蔵置場がシステム不参加の場合



◆ 次期 航空貨物は航空システムで輸入申告する（システム内空港）

航空貨物をシステムで輸入申告を行うためには保税蔵置場、通関業者共に航空システムに参加し、業務を実施していただく必要があります。



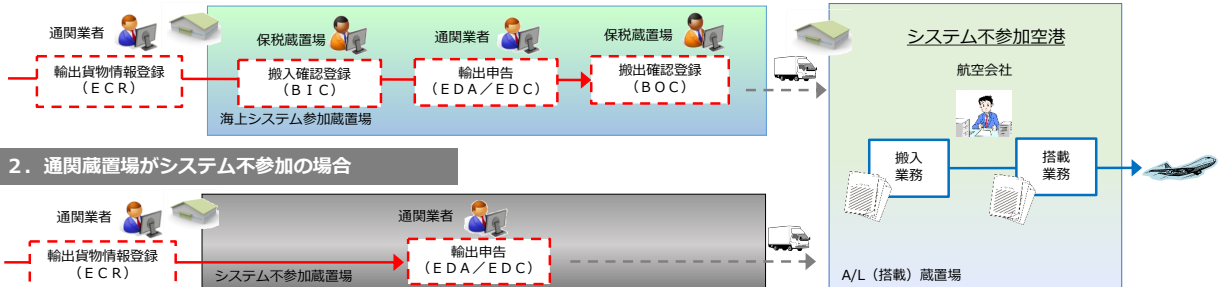
(参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止（輸出業務：システム不参加空港）

◆システム不参加空港一覧 9月末時点

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
空港名	旭川	函館	青森	秋田	福島	富山	美保(米子)	高松	松山	長崎	佐賀	熊本	大分
IATA	AKJ	HKD	AOJ	AXT	FKS	TOY	YGJ	TAK	MYJ	NGS	HSG	KMJ	OIT
LOCODE	JPAKJ	JPHKD	JPAOJ	JPAKP	JPFKS	JPTOY	JPYGJ	JPTAK	JPMAY	JPNGS	JPOSG	JPKMJ	JPOIT

◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸出申告する場合

1. 通関蔵置場が海上システムに参加している場合

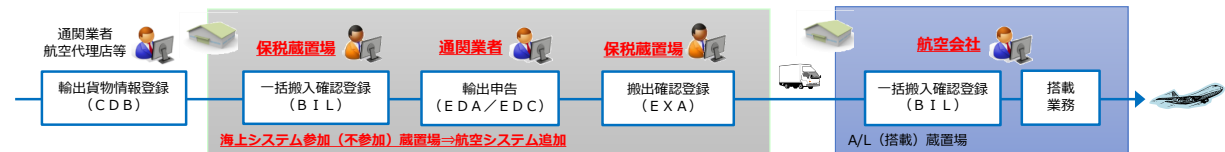


2. 通関蔵置場がシステム不参加の場合



◆ 第6次 航空貨物は航空システムで輸出申告する

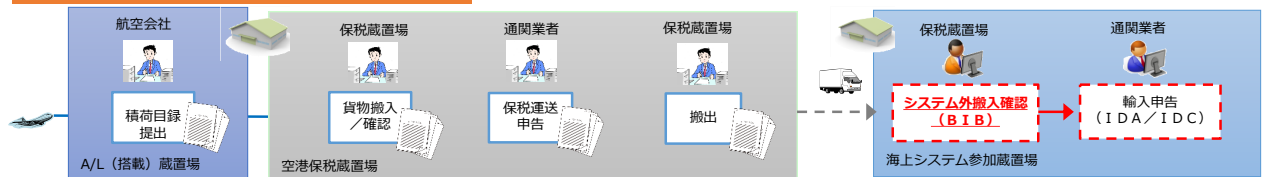
航空貨物をシステムで輸出申告を行うためには航空会社、保税蔵置場、通関業者共に航空システムに参加し、業務を実施していただく必要があります。



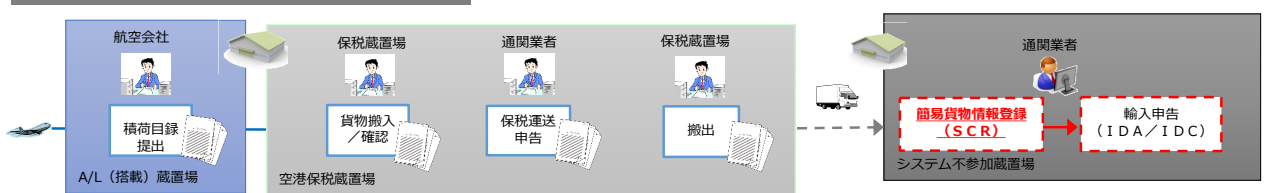
(参考) 海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止（輸入業務：システム不参加空港）

◆ 現行 航空貨物を海上システムで輸入申告する場合

1. 通関蔵置場が海上システムに参加している場合



2. 通関蔵置場がシステム不参加の場合



◆ 次期 航空貨物は航空システムで輸入申告する

航空貨物をシステムで輸入申告を行うためには空港地区において、航空会社、保税蔵置場、通関業者、混載業者が、通関を行う海上地区において、保税蔵置場、通関業者が航空システムに参加し、業務を実施していただく必要があります。

